

新学習指導要領での学習評価 ～ 目標－指導－評価の一体化において ～

新しい学習指導要領が小学校で全面実施となりました。新型コロナウイルス感染症への対応が重なり、学習指導の準備時間が不足したり、授業では友達との交流場面が制限されたりと、各学校で「主体的・対話的で深い学び」の実現に苦慮されているのではないのでしょうか。また、夏季休業中に予定していた置賜地区教育課程研究協議会を中止せざるを得なかったため、移行期間最終年の中学校を含め、新学習指導要領における学習評価についてお伝えできませんでした。そこで今号では、学習評価の在り方を中心に、確かな学力を育成する授業づくりについて特集します。

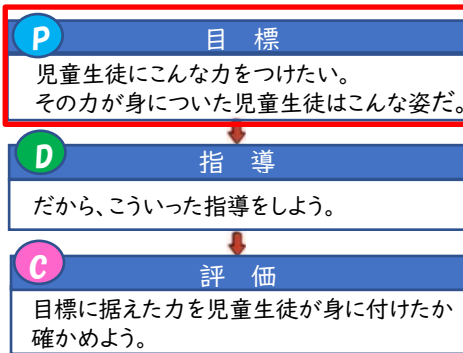
1. 学習評価改善の基本原則

- 教師の指導改善につながるものにしていく
- 児童生徒の学習の改善につながるものにしていく
- これまで慣行として行われてきたことも必要性・妥当性が認められないものは見直していく



2. 確かな学力を育成する授業づくりのポイント

目標－指導－評価の一貫した単元・授業構想を大切に!!



確かな学力 (資質・能力)

A

力が十分に身に付いていない。次の時間はこんな指導をしてみよう。

3. 学習指導要領と児童生徒の実態から目標と評価規準を明確にする

学習指導要領「第2 各学年の目標及び内容」は、内容のまとめりごとの指導事項であり、目標であり、評価規準です。この部分の理解なくして適切な指導は行えません。

平成29年度改訂 小学校学習指導要領 第2章第3節 算数 [第3学年]

2 内容

A 数と計算

(4) 除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 除法の意味について理解し、それらが用いられる場合について知ること。また、余りについて知ること。
- (イ) 除法が用いられる場面を式にしたり、式を読み取ったりすること。
- (ウ) 除法と乗法や減法との関係について理解すること。
- (エ) 除数と商が共に1位数である除法の計算が確実にできること。
- (オ) 簡単な場合について、除数が1位数で商が2位数の除法の計算の仕方を知ること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 数量の関係に着目し、計算の意味や計算の仕方を考えたり、計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに、その性質を活用して、計算を工夫したり計算の確かめをしたりすること。
- (イ) 数量の関係に着目し、計算を日常生活に生かすこと。



基本的には「2 内容」の記述の「～すること」を「～している」とすれば評価規準になります。これが「内容のまとめりごとの評価規準」の作り方です。

「内容のまとめりごとの評価規準」は「単元の評価規準」と考えていいのですか？



単元は基本的に次の3つのパターンで構成されます。

- ① 内容のまとめりをそのまま単元にする。
- ② 1つの内容のまとめりを分割して複数の単元にする。
- ③ いくつかの内容のまとめりの指導事項を組み合わせて単元にする。

①の場合は「内容のまとめりごとの評価規準」がそのまま「単元の評価規準」になります。

②、③の場合は「内容のまとめりごとの評価規準」を分割したり、組み合わせたりして「単元の評価規準」を作成します。

また、学習指導要領解説などを利用し、指導し評価することをさらに具体的に記述して作成する場合があります。

※「内容のまとめりごとの評価規準」は「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料「R2.3 国立教育政策研究所」の巻末に各学年全領域掲載されていますので、すぐ活用できます。



4. 指導と評価の計画を立てる

【単元の評価規準】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
①包含除や等分除など、除法の意味について理解し、それが用いられる場合について知っている。 ②除数と商が共に1位数である除法の計算が確実にできる。 ③割り切れない場合に余りを出すことや、余りは除数より小さいことを知っている。	①除法が用いられる場面の数量の関係を考え、具体物や図などを用いて表現している。 ②余りのある除法の余りについて、日常生活の場面に応じて考えている。	①除法が用いられる場面の数量の関係を考え、具体物や図などを用いて表現しようとしている。 ②除法が用いられる場面を身の回りから見付け、除法を用いようとしている。〔わり算探し〕など〕



単元の評価規準を設定したら、これらを単元のどの時間に、どのような方法で評価していくか、指導と評価の計画を立てます。

右の計画で、「・」で示されている部分は、「努力を要する」状況にある児童の学習状況を確認し、その後の指導に生かすための評価の機会を表しています。
〔指導に生かす評価〕



右の計画で、「○」で示されている部分は、総括の資料にするために、学級全員の学習状況について、記録に残す評価の機会を表しています。
〔記録に残す評価〕



【指導と評価の計画】

時間	ねらい・学習活動	評価規準（評価方法）		
		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
1	余りがある場合でも除法を用いてよいことや、答えの見つけ方を具体物や図などを用いて考える。		・思①（行動観察、ノート分析）	・態①（行動観察、ノート分析）
2	余りがある場合の除法の式の表し方や、余りなど用語の意味を知る。 余りと除数の関係を理解する。 余りと除数の関係を調べる。	・知①（ノート分析） ・知③（ノート分析）		
3	等分除の場面についても余りがある場合の除法が適用できるかを考える。 等分除の場面で、答えの見つけ方を考える。		○思①（行動観察、ノート分析）	
4	余りがある場合の除法計算について、答えの確かめ方を知る。	・知②（ノート分析）		
5	日常生活の場面に当てはめるときに、商と余りをどのように解釈すればよいかを考える。 商に1を加える場合や加えない場合について、それぞれ考える。		・思②（行動観察、ノート分析）	○態①（ノート分析）
6	学習内容の定着を確認し、理解を確実にする。（章末問題）	・知①②③（ノート分析）		
7	学習内容の定着を確認する。（評価テスト）	○知①②③（ペーパーテスト）	○思②（ペーパーテスト）	
8	学習内容を適用して除法の問題を考えたり、解決し合ったりする。			○態②（ノート分析）

指導と評価の計画の意図、各観点の評価資料の具体例及び留意点、「記録に残す評価」の総括の例など、国立教育政策研究所『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』で詳しく説明されています。こちらは市販されています。

また、令和2年8月7日付け置教第907号で各小学校に送付したリーフレット「学習評価各教科のポイント」は、この「参考資料」の記載内容をまとめたものです。こちらは置賜教育事務所HPでも閲覧及びダウンロード可能ですので、右のQRコードを利用し、活用ください。
※今年度中に中学校用のリーフレットも作成し、各中学校に送付する予定です。



これらの資料を参考に新学習指導要領の下での学習評価について理解を深め、児童生徒の確かな学力の育成に学習評価を生かしていきましょう。

学校における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策については、比較的短いスパンで情報が更新され、その都度適切に対応していただいているところです。ここでは、学校で確認しておくべき主な最新（令和2年8月27日時点）の情報等についてお示します。

◎学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）【令和2年8月17日付け置教第918号】

主な改訂・追加内容は、「学校施設の清掃、消毒」、「気温・湿度や暑さ指数が高い日のマスクの取扱い」、「臨時休業の判断」についてです。その他も含めて、常に最新の情報に基づいて、学校における生活様式を見直していく必要があります。

◎新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について（令和2年7月13日更新版）
【令和2年7月14日付け置教第760号】

「児童生徒の感染等が判明した場合」、「感染者の濃厚接触者と特定された場合」等、学校がとるべき初動対応等が記載されています。学校内で、「いつ、誰が、何を」等、具体的な動きを確認しておく必要があります。



何かあった時に問われるのが、学校における感染症への対応です。忙しい日々ですが、これを機に、具体的な動きができるのか等、各学校の体制を確認しましょう。